

(様式第7号)

山武市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由書

1 山武市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由書

農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域からの除外を極力抑えた土地利用を図ってきたが、農業の担い手の育成・確保のための住宅需要の増大等情勢が推移していると判断できるため、農業振興を図るうえで影響を及ぼすことが軽微であると思われる農地について変更する。

また、県営ほ場整備事業を実施するにあたり、島地区を編入する。

2 農用地利用計画の変更

(1) 農用地利用計画の変更内容

- ① 農用地区域への編入
別紙のとおり
- ② 農用地区域からの除外
別紙のとおり
- ③ 用途変更
なし

(2) 農用地区域の概要

(単位:ha,%)

	総面積	農用地						混牧林地	施設農用地	山林・原野	その他	
		農地				採草放牧地	計					
		田	畑	樹園地	小計							
農業振興地域 A	13,782	3,311	2,852	0	6,163	0	6,163	0	15	0	7,604	
変更前の農用地区域 B	5,094.1	2,943.8	2,134.3	0.0	5,078.1	0.0	5,078.1	0	16.0	0	0	
用途区分別の内訳		/										
変更後の農用地区域 C	5,098.1	2,946.0	2,135.7	0.0	5,081.7	0.0	5,081.7	0	16.0	0	0.4	
用途区分別の内訳		/										
比率	B/A	36.96	88.91	74.84	0.00	82.40	0.00	82.40	0.00	106.67	0.00	0.00
	C/A	36.99	88.98	74.88	0.00	82.45	0.00	82.45	0.00	106.67	0.00	0.01

3 農用地利用計画以外(マスタープラン部分)の変更

計画事項	現行計画の概要	主な変更内容
/		

(参考様式)

農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	編入後の用途区分	変更理由
1	別紙のとおり					農地	島地区県営ほ場整備事業を実施するため(法10条3項第二号)。

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
1	松尾町八田	道員塚	3697番1の一部	畑	425.00	農地	専用住宅	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 結婚を機に、親が所有する農地に木造平屋建築面積93.58㎡の住宅一棟を建てるもので、計画者は農業後継者であり、分家住宅とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条2項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 道路や宅地側に面した位置に建築するため、農地の利用上支障がない。(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(同四号) 土地改良施設は周辺にないため支障がない。(同五号) 土地改良事業を行っていない。(同六号)
2	沖渡	慶満塚	373番2の一部	山林	499.43	山林	専用住宅	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 子どもの成長を機に、義親が所有する農地に木造平屋建築面積119.24㎡の住宅一棟を建てるもので、計画者は農業後継者であり、分家住宅とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条3項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 登記及び現況ともに山林であり、隣接農地は今後引き継ぐ予定であるため、農地の利用上支障がない。(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない。(同五号) 土地改良事業を行っていない。(同六号)
3	松尾町木刀	野々中	1276番1 ほか9筆(別紙)	畑 雑種地	437.00 3925.00	農地 資材置場	資材置場	1. 個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 土地所有者による農地利用が見込めず、また、周辺状況等から借り手も見つからないため、将来的に荒廃農地となることが予想される。一方で、隣接地には既設の資材置場があり、管理等の効率面においても合理性が認められるため、一体利用とすることが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である(法13条3項一号) 地域計画は策定されておらず、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない(同二号) 四方が道路や水路、資材置場に面しており、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。(同三号) 計画地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない(同四号) 土地改良施設の機能に支障がない。(同五号) 土地改良事業後8年経過している。(同六号) 2. 次の要件により、農用地区域に含まれない土地となるため、除外する。 登記及び現況が非農地であり、農用地とすることが適当な土地ではない。(法10条第3項)

③農用地区域内の用途区分の変更

番号	大字	小字	地番	面積(m ²)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更理由

注) 法…農業振興地域の整備に関する法律
 令…農業振興地域の整備に関する法律施行令
 規則…農業振興地域の整備に関する法律施行規則

別紙

筆番号	大字	字	番地	地目	地積 (㎡)	合計筆数	合計面積
1	島	田切	686番地1	田	69	6	1,336
2	島	田切	686番地2	畑	383		
3	島	田切	687番地1	田	132		
4	島	田切	687番地2	畑	423		
5	島	田切	688番地1	田	39		
6	島	田切	688番地2	畑	290		
7	島	田切	663番地	畑	433	9	3,046
8	島	田切	664番地1	田	604		
9	島	田切	664番地2	田	42		
10	島	田切	665番地	畑	181		
11	島	田切	668番地1	田	1,180		
12	島	田切	668番地2	畑	155		
13	島	田切	668番地3	田	181		
14	島	田切	668番地4	畑	145		
15	島	田切	668番地5	畑	125		
16	島	田切	644番地	田	1,123	1	1,123
17	島	田切	662番地	田	525	2	924
18	島	入道島	870番地2	山林	399		
19	島	川間	52番地8	畑	214	1	214
20	島	田切	691番地	田	115	3	369
21	島	田切	696番地1	田	69		
22	島	田切	696番地2	畑	185		
23	島	田切	690番地	田	79	4	332
24	島	田切	693番地	畑	158		
25	島	田切	694番地	田	13		
26	島	田切	698番地2	田	82		
27	島	田切	643番地	田	187	4	1,955.76
28	島	田切	684番地1	田	82		
29	島	田切	684番地2	畑	466		
30	島	上野銭場	791番地2	宅地	1,220.76		
31	島	野原前	601番地1	田	185	7	3,248
32	島	野原前	601番地2	畑	366		
33	島	野原前	610番地1	田	324		
34	島	田切	646番地1	田	556		
35	島	田切	678番地	田	611		
36	島	田切	689番地	田	36		
37	島	下野銭場	846番地2	山林	1,170		
38	島	南野銭場	762番地1	田	1,530	3	1,655
39	島	南野銭場	762番地2	畑	69		
40	島	南野銭場	762番地3	畑	56		
41	島	野原前	612番地1	田	789	3	937
42	島	田切	654番地1	田	49		
43	島	田切	654番地2	畑	99		
44	島	田切	653番地1	田	826	3	1,771
45	島	田切	653番地2	畑	446		
46	島	田切	653番地3	畑	499		
47	島	野原前	602番地1	田	211	8	2,068
48	島	野原前	602番地2	畑	208		
49	島	田切	645番地	田	342		
50	島	田切	655番地1	田	89		
51	島	田切	655番地2	畑	287		
52	島	田切	656番地1	畑	538		
53	島	田切	656番地2	田	228		
54	島	田切	692番地	田	165		
55	島	野原前	617番地	田	1,255	3	1,802
56	島	田切	685番地1	田	105		
57	島	田切	685番地2	畑	442		
58	島	野原前	621番地	田	449	1	449
59	島	野原前	611番地1	田	449	2	781
60	島	野原前	611番地2	田	332		
61	島	田切	679番地1	田	92	3	984
62	島	田切	679番地2	畑	423		
63	島	田切	680番地	田	469		
64	島	野原前	615番地1	田	837		
65	島	田切	683番地1	畑	1,226		

66	島	田切	683番地2	田	145	5	2,466
67	島	田切	683番地3	田	112		
68	島	上野銭場	814番地4	畑	146		
69	島	野原前	613番地1	田	351	1	351
70	島	猪田	368番地1	田	542	5	1,502
71	島	猪田	368番地2	畑	363		
72	島	猪田	368番地3	田	92		
73	島	田切	683番地4	田	102		
74	島	田切	683番地5	畑	403		
75	島	下野銭場	842番地3	山林	1,322	2	1,963
76	島	下野銭場	865番地	山林	641		
77	島	入道島	873番地1	山林	3,559	1	3,559
78	島	田切	646番地2	田	16	5	1,005
79	島	田切	647番地1	畑	495		
80	島	田切	647番地2	田	76		
81	島	田切	697番地1	田	85		
82	島	田切	697番地2	畑	333		
83	島	野原前	614番地	田	400	7	1,608.91
84	島	野原前	620番地	田	441		
85	島	田切	681番地	田	171		
86	島	田切	682番地	畑	413		
87	島	田切	695番地1	畑	158		
88	島	田切	695番地2	田	9.91		
89	島	田切	695番地3	田	16		
90	島	野原前	599番地1	畑	555	7	2,576
91	島	野原前	599番地2	田	42		
92	島	野原前	600番地1	田	819		
93	島	野原前	600番地2	畑	195		
94	島	野原前	618番地	田	634		
95	島	田切	708番地1	田	197		
96	島	田切	708番地2	畑	134		
97	島	上野銭場	802番地4	田	9.72	2	33.72
98	島	上野銭場	802番地7	畑	24		
99	島	田切	670番地1	畑	806	25	6,416
100	島	田切	670番地2	田	26		
101	島	田切	670番地3	田	29		
102	島	田切	675番地1	田	46		
103	島	田切	675番地2	田	393		
104	島	田切	676番地1	田	66		
105	島	田切	676番地2	畑	142		
106	島	田切	677番地1	田	128		
107	島	田切	677番地2	畑	307		
108	島	田切	698番地1	田	132		
109	島	田切	699番地1	田	206		
110	島	田切	699番地2	畑	280		
111	島	田切	699番地3	畑	188		
112	島	田切	699番地7	田	163		
113	島	田切	699番地8	田	157		
114	島	田切	700番地	畑	644		
115	島	田切	701番地1	田	352		
116	島	田切	702番地1	畑	294		
117	島	田切	702番地2	田	69		
118	島	田切	703番地	畑	452		
119	島	田切	704番地	田	737		
120	島	田切	705番地	畑	261		
121	島	田切	706番地	畑	317		
122	島	田切	707番地1	畑	198		
123	島	田切	707番地2	畑	23		
124	島	野原前	619番地	田	336	1	336
							44,811.39

うち田	21551.63
うち畑	14948
うちその他	8311.76

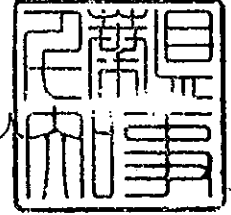


農振第851号

令和5年10月17日

山武市長 松下浩明 様

千葉県知事 熊谷俊人



農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る事前協議
について（回答）

令和5年3月6日付け産農政第1070号で事前協議のあったこのことについて、別紙
のとおり回答します。

本回答における同意案件について標記計画の変更を行う場合は、農業振興地域の整備に
関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条による
公告縦覧等の手続及び同法第8条第4項による協議の申出手続を行ってください。

様式第8号 農用地利用計画変更協議等の申出一覧表

農業振興地域名		手続き（該当するものに○）		変更内容（該当するものに○）				番号
山武市農業振興地域		重要変更 ・ 軽微変更		除外 ・ 編入 ・ 用途変更				1
案件番号	事業計画地（筆ごとに記載すること） 大字・小字・地番 （一部のみ利用する場合には 「～の一部」と記載する）	地目及び地積			小計	事業計画	備考	
		田	畑	その他				
1	山武市松尾町八田 字道員塚3697番1の一部		1,233㎡の内 425㎡		425㎡	一般住宅建設	除外 同意	
2	山武市沖渡 字慶満塚373番2の一部			7,685㎡の内 499.43㎡	499.43㎡	一般住宅建設	除外 同意	
3	山武市松尾町八田 字日出松96番2	1,024㎡			1,024㎡	太陽光発電設備建設	除外 取下げ	
4	山武市松尾町木刀字野々中1276番1 山武市松尾町木刀字野々中1277番1 山武市松尾町木刀字野々中1277番3 山武市松尾町木刀字野々中1277番4 山武市松尾町木刀字野々中1277番5 山武市松尾町木刀字野々中1278番3 山武市松尾町木刀字野々中1278番4 山武市松尾町木刀字野々中1278番5 山武市松尾町木刀字野々中1279番3 山武市松尾町木刀字野々中1281番		437㎡	3,925㎡	4,362㎡	資材置場の拡張等	除外 同意	
合計（小計）		1,024㎡	862㎡	4,424.43㎡	5,286.43㎡ 6,310.43㎡			

様式第8号 農用地利用計画変更協議等の申出一覧表

農業振興地域名		手続き（該当するものに○）		変更内容（該当するものに○）				番号
山武市農業振興地域		重要変更 ・ 軽微変更		除外 ・ 編入 ・ 用途変更				2
案件番号		事業計画地（筆ごとに記載すること）					事業計画	備考
		大字・小字・地番 （一部のみ利用する場合には 「～の一部」と記載する）	地目及び地積			小計		
		田	畑	その他				
5		別紙 島地区農振加入地一覧のとおり	21,551.63㎡	14,948㎡	8311.76㎡	44,811.39㎡	県営ほ場整備事業	編入 同意
合計（小計）			21,551.63㎡	14,948㎡	8311.76㎡	44,811.39㎡		